

議案第 8 2 号

職員の勤務時間・休暇等に関する条例等中一部改正の件

職員の勤務時間・休暇等に関する条例等を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 4 日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の勤務時間・休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 4 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

(職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 条中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

人事院勧告に伴う超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大及び法令の条項ずれを修正するため、本条例を改正しようとするものであります。

職員の勤務時間・休暇等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正)                      (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)                      第8条の4 一略一                      2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。                      3～5 一略一                      (職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)                      附 則                      第14条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)                      第8条の4 一略一                      2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。                      3～5 一略一                      附 則                      第14条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の</p>

改正案	現 行
<p>職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間・休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前提用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p> <p><b>附 則</b>  <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間・休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前提用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>